

(公開)

## 第 2 0 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 2 9 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年8月29日岩沼市役所6階第一会議室において、下記案件を審議するため、第20回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 日程第5 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第6 非農地証明願について
- 日程第7 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第9 農用地利用集積計画について

## 1、出席委員

1 番	平井 博	2 番	長田 幸浩	4 番	長田 克美	5 番	大友 信由
6 番	渡邊 等	7 番	猪股 政一	8 番	郡山 正志	9 番	菅原 龍也
10 番	八巻 文彦	11 番	宮部 淳子	13 番	菅井 武雄	14 番	吉田 俊美

## 2、欠席委員

3 番	佐藤 勲	12 番	木皿 清
-----	------	------	------

## 3、農地利用最適化推進委員

15 番	猪股 義広	17 番	鎌田 正治	18 番	川村 雄治
20 番	菅井 清光	21 番	三品 英樹		

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	主査	小林 真由
主事	佐々木 常行	主事	渡辺 裕子

## 1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第20回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
（挙手全員）
- 議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、13番菅井武雄委員、1番平井博委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。  
（挙手なし）
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、所有者が自宅を取り壊すため、市街化区域内の農地を駐車場および資材置場へ転用するものでございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、2件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1については担い手の変更となるため、整理番号2については所有権移転を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、5件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1については周囲と同様に山林化したため、整理番号2については森林の様相を呈しており、農地に復元することが困難であるため、整理番号3から整理番号5については、隣接した土地に農協が所有する作業場が以前あり、その一部として土地を利用するため平成元年に転用許可が下りております。いずれも今後も農地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したというものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
八 卷 委 員		3番・4番・5番について、申出書はどうなっていますか。
渡 辺 主 事		3番から5番は、願出人は書いてある通りなんですけど、転用許可時の方がお亡くなりになっていて、一部相続人の方の願出になっております。
八 卷 委 員		3番・4番は亡くなっていないですね。
渡 辺 主 事		4番は当時の許可時の方が一人お亡くなりになっています。
八 卷 委 員		5番も亡くなっていないですね。

渡 辺 主 事	この方は存命なんですけれども、平成元年度の転用許可時には、この方のお父様が申請人の当事者になっています。
八 卷 委 員	非農地証明願は誰が出したのかを聞いています。
渡 辺 主 事	こちらに書いてある願出人からです。
八 卷 委 員	4番はどうですか。
渡 辺 主 事	4番はこの3名からです。
八 卷 委 員	3番はどうですか。
渡 辺 主 事	3番は●●さんからです。
八 卷 委 員	代理人が出しているのではないですか。
渡 辺 主 事	行政書士の方が入っています。
八 卷 委 員	わかりました。
議 長	他にご意見等ありませんか (「なし」の声あり)
議 長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議 長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、整理番号1について担当委員から説明願います。
猪 股 委 員	農地法第3条の規定による許可申請について説明します。調査日は8月24日午後。調査委員は八卷委員、渡邊委員、猪股と事務局で行いました。農地は岩沼市押分字奥山230-1。地目は畑。面積は1,214.00㎡。貸付人は●●さん。借受人は●●さん。●●さんは●●さんのお父さんです。位置図は総会資料の1頁から2頁。申請の理由は、●●さんが家を建てるということで、ただ、土地は前に●●さんに贈与したので、●●さんが家を建てるには1,000㎡以上の土地を持っていないと許可が出ないということで申請しました。
議 長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番については申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番については、申請のとおり許可することに決しました。

議 猪 股 委 員	長	<p>それでは、整理番号2について担当委員から説明願います。</p> <p>整理番号2について説明いたします。農地は吹上2丁目153-1。地目は畑。面積は968.00㎡。譲渡人は●●さん。譲受人は●●さん。位置図は3頁から4頁です。申請の理由はホップを植えるそうです。うねをたてて、苗を植えて、ホップは蔓が伸びるので5mぐらいの鉄製のパイプをたてて、それに蔓をはわせると。そのために消毒をして、近隣に迷惑をかけないようにするとのことでした。</p>
議 八 卷 委 員	長	<p>ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>補足なんですが、譲受人は●●の社長のお兄さんらしいです。●●でビールづくりを始めるので、ホップを作るという話だそうです。ただ、ここバイパス沿いなんですけれど、ホップは5mぐらいになるので、問題になるのは消毒のこと。あとはホップの臭いの問題があります。その中で許可が正しいのか正しくないのかは非常に微妙なところなんですけど、農地としての売買については問題ないと思うんですが、その辺は立ち合いをした段階でお話をしているつもりです。あとは近隣に迷惑をかけないよう本人同士の中でやってほしいと話しています。</p>
議	長	<p>ただいまの担当委員からの補足説明に対し、何かございますか。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番については申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番については、申請のとおり、許可することに決しました。</p>
議 八 卷 委 員	長	<p>日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、整理番号1について担当委員から説明願います。</p> <p>現地立会いをしたのは、議案第1号と同じですので省略します。位置図は5頁、6頁をご覧ください。場所は下野郷字館外232。面積は1,936.00㎡。譲渡人は●●さん。譲受人は有限会社●●、要するに電話の配線の会社です。6頁の位置図をみるとハウスになっておりますが、現在は撤去されていてございません。平地の畑になっております。それを駐</p>

車場、資材置場にしたいと申し出がありました。しかしながら、位置図の「館外232」の字のところに道路があるんですけれども、この道路が西から東への勾配があって、東側にU字溝があります。そのため、雨が降った際に、駐車場を使うと泥を引っ張る可能性があるということで、その部分に砕石などを敷いてU字溝にかからないように、道路には土を引っ張らないようにという条件のもとをお願いしたいというのが一点。もう一点は近隣の方に説明をして、周りに鉄の板の囲いをするとのこと。そういう条件のもとで許可相当だと考えておりますので、よろしくご審議ください。

議長 長 ただいま、担当委員から説明がありました。質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

平井委員 民家がある場所で、大型自動車が駐車場を使用するという事なので十分に気を付けて使用してもらいたい。近隣に迷惑をかけないということをお願いしたい。あと、左側の木はこれまで農地に置いていたのでしょうかそれとも農地外に置いていたのでしょうか。

八巻委員 農地内で自然と大きくなった木だと思います。現地は確認しています。この部分については境界内に土側溝が入っています。それを見据えて、境界内に鉄板を立てるとということです。それも、北側のお宅に迷惑をかけない程度の高さを協議して進めるということです。

議長 長 他にございませんか。  
(挙手なし)

議長 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手多数)

議長 長 挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議長 長 それでは、整理番号2について担当委員から説明願います。  
八巻委員 整理番号2についてご説明します。位置図については7頁8頁をご覧ください。玉浦小学校の南側です。土地は早股字小林382-5の一部。面積は301.00㎡。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん。以前、●●さんが相続した土地を弟の●●さんに譲渡するものです。そしてここに住宅を建設したいとのこと。8頁の382-5を見るとハウスがありますが、現在はございません。平地の畑となっています。農地の管理は十分



なされていると思いますし、排水については田んぼになっている部分に流すというのと、用排水兼用のところに流すということになるかと思います。特段、今のところは問題ないんですが、ただ、下水の申請をしているところなんですが、なかなか厳しいのではないかとお話をしてきました。なぜならば、用排水路がある部分が市の土地、もしくは土地改良区の土地のもので、30mから50mぐらい横断をかけなくてはならないというのが一点と、本管が4m50cmの深さにあるので、建てるなら下水が大変だと助言しています。それを踏まえても許可相当と考えていますので、よろしくご審議ください。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号2番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議 長 それでは、整理番号3について担当委員から説明願います。

八 卷 委 員 位置図については、9頁、10頁をご覧ください。土地は南長谷字上原118、南長谷字上原119-2。面積は1,410.00㎡。貸付人は●●さん。借受人は●●株式会社。現在、水稻が作付けされており、作付けが終わった後に送電線の張替えの為に資材・機械等を置くとのこと。工期は来年の1月までの予定です。次回の作付けには特段問題ないそうです。尚且つ、排水路のところは、次回の作付けに支障をきたす場合には現況復旧するというのを条件にさせていただきたいとお話ししております。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号3番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号3番については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議 長 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の7頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが1件、筆数5筆、合計面積6,838.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは1件、筆数2筆、合計面積は191.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、8月31日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画については計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画については計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第20回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長 (会長)

\_\_\_\_\_

委員 1 番

\_\_\_\_\_

委員 1 3 番

\_\_\_\_\_